別記

　第1号様式(第4条関係)

大多喜町シンボルキャラクターデザイン等使用申請書

年　　月　　日

　　大多喜町長　　　　　様

　　　　　　　　　　住所(所在地)

　　　　　　　　　　氏名(名称及び代表者名)

　　　　　　　　　　電話番号

　大多喜町シンボルキャラクターのデザイン等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象物品又はサービス | 　 |
| 使用目的 | 　 |
| 使用方法 | ※種類、名称、規格等を記入 |
| 使用期間 | 　　　　年　月　日～　　　　年　月　日 |
| 使用場所 | 　 |
| 製造個数 | 　 |

(連絡先)

　担当者名、電話番号

(添付書類)

　(1)　企画書(レイアウト、設計図等使用方法が分かるもの)

　(2)　申請者の概要が分かる書面

　(3)　その他

　次の使用許可の制限のいずれかに該当すると認められた場合又は使用上の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約します。

　　　　　　　　　　氏名(名称及び代表者名)

1　使用許可の制限

　(1)　町及びキャラクターの品位及びイメージを害し、又は害するおそれのあるとき。

　(2)　法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

　(3)　特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

　(4)　不当な利益を得るために使用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。

　(5)　その他町長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

2　使用上の遵守事項

　(1)　許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。

　(2)　町で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

　(3)　デザイン等の使用に際し、町が貸し出した物件を期限までに返還すること。

　(4)　許可を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

　(5)　商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

　(6)　原則として物品には、「大多喜町シンボルキャラクター　おたっきー」と標記を付すこと。

　(7)　デザイン等の使用前に当該使用に係る物品の完成品を速やかに町長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と町長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。